



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2019年6月24日 No.104

社員が安心して働ける環境をつくるために 申し入れを提出！

申第30号「特殊健康診断(石綿)」に関する申し入れ

中央本部は6月24日、申第30号「特殊健康診断(石綿)」に関する申し入れを経営側に提出しました。

JR東日本は、労働安全衛生法に基づき各種健康診断を定期的に行っています。

検修職場においては旧国鉄時代から現在に至るまでの間、長期にわたり石綿、有機溶剤、特化物等、身体に影響を与える恐れのある有害物質を扱う作業が行われており、一部業務については過去に従事していた社員も含め特殊健康診断が実施されています。

車両をはじめ当社の構造物や設備には石綿を含む製品が広く使用されており、受診対象者以外の社員からも自らの健康について、不安の声が上がっています。

社員の健康を適切に管理し、安心して働くことができる労働環境を整備することは経営側の責務であると考え、申し入れを行いました。



【申し入れ項目】

1. 当社が所有する構造物及び車両における石綿含有部品の使用状況について全て明らかにすること。
2. 石綿に関する特殊健康診断の受診対象となる作業、業務内容について全て明らかにすること。
3. 現在、特殊健康診断(石綿)を受診している対象者数と受診割合を勤続年数毎に明らかにすること。
4. 退職者に対する特殊健康診断受診のあり方について明らかにすること。
5. この間、社員に対してどのように石綿に関する教育を行ってきたのか明らかにすること。

**安全で安心して働ける職場をつくるため
東日本ユニオンに加入し一緒に取り組もう！**